

発 信 者	本 部 長	発 信 年 月 日	2 8 . 7 . 2 5
宛 先	所 属 長	担 当 課	警 務 課

## 長野県性暴力被害者支援センターの設置に伴う連携の強化について

この度、長野県において、性犯罪被害者の心身の負担を軽減するとともに、警察への被害申告を促進して性犯罪の潜在化防止を図るため、「長野県性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）」を設置・運用することとなったことから、同センターと緊密な連携を図り、迅速かつ適切な捜査及び被害者支援を推進されたい。

### 1 運用開始日

平成28年7月27日

### 2 「長野県性暴力被害者支援センター」の概要

省略

### 3 留意事項

長野県性暴力被害者支援センターについては、本年7月7日から施行されている「長野県子どもを性被害から守るための条例」の検討に併せ、その設置・運用が検討されてきた経緯を踏まえ、所属職員に対し同センター設置の趣旨、経緯等について教養し、対応に齟齬が生じることのないよう徹底を図ること。

同センターの運用開始に伴い、これまでの県警察における性犯罪捜査や被害者支援の手法や取組が変更するものではないことに留意すること。

### 4 具体的運用要領

別途通達する。